

〔特集〕 家族看護とジェンダーロール

家族のなかのジェンダー問題

大阪女子大学女性学研究センター

船橋 邦子

要 旨

家族のなかのジェンダー問題とはなにかを考察するために、本稿では、家族もジェンダーも歴史的、文化的構築物である、という前提に立つて、家族やジェンダーの定義について問い直す作業から始めている。ジェンダー再生産装置として機能をもつ家族という場合、その家族は異性愛を基礎とした近代家族をさし、「夫が稼いで、妻は家庭を守る」という性別役割を土台としている。ここでは性別役割の思想的支柱として性別特性論を取り上げている。具体的にはルソーの思想の核をなす部分を紹介し、性別特性を「本質」「自然」とする「本質主義」への疑義を呈している。またジェンダー概念の歴史性、意味内容の変化を分析し、セックスと二項対置的なものとしてのジェンダー概念の理解の仕方、使用についての問題提起をし、両性間の権力関係を明らかにする分析概念としての有効性を紹介した。それらを前提として、家族を取り巻く状況の変化が、性別役割に影響を及ぼしているのか、及ぼしているとしたらいかなる点においてなのかを概観した。また家族のなかのジェンダー問題である介護、家事育児などが無償労働であること、無償労働の担い手は、性別間に大きな偏りがあること、このことが両性間に不平等な力関係を再生産していること、またそれがドメスティック・バイオレンスの原因であり、結果であることを明らかにした。

キーワード：ジェンダー、ジェンダー統計、性別役割、無償労働、性別特性論

はじめに

日本の女性は、家事・育児・介護を初め、自治会やPTA活動など無償労働の9割を担い、女性の賃金は男性の半分にすぎない。経済不況、労働の規制緩和のもとで企業への忠誠心などを含めた人事考課により、女性は真っ先に解雇の対象とされながらも失業率は男性より低い。なぜなら、それは、女性自身が解雇されたのち、たとえ労働条件が悪くても家計の補助労働として、直ちに新たな仕事につくことに起因している。その結果、女性の雇用の非正規化が急増している。雇用者にとっては極めて都合のいい存在として女性の労働力は存在している。家族のなかのジ

ェンダー問題、すなわち妻と夫の間に存在する格差の問題の背景には、「女らしさ」「男らしさ」の行動基準、女性の仕事は補助的といった性別分業、家族のなかでの妻、母、女としての性別役割意識の根強い存在を指摘できる。性別の社会規範は、ひとりひとりの働き方を含めた生き方を規定し、社会にある両性間の不平等な関係(ジェンダー関係)を再生産している。

小稿では、ジェンダーの再生産装置としての家族のなか存在する性差別の問題を「家族のなかのジェンダー問題」として考えてみたい。

1. 「ジェンダー」とはなにか

「家族のなかのジェンダー問題」とはなにか?

まずジェンダーという視角は、いつ、いかに発見され、どのような問題意識のもとで新しい意味を付与されてきたのかを明らかにしよう。

そもそもジェンダーというのはフランス語のジャンルでヨーロッパ語系の人為的ルールである文法的分類の意味だったものを、人の生物学的性別、セックスに対して、性差が社会的、文化的構築物であることを強調するために使用された。初めて Oxford English Dictionary に人の性別として記載されるのは 1989 年度版においてである。一般に流通している定義は、生殖機能で区別する「セックス」とは別に、社会的・文化的なコンテキストにおける性差とされる。性差を不変不動のものとした「自然」として固定化する見方を支えてきたのは性別特性論であるが、この考え方が性別役割分担、性別分業という男性中心社会の根幹をなす制度を支え、両性間の不平等な関係を再生産してきたといえる。

男女は人間として平等だが、生物学的にあきらかに違い、女性のもつ母性機能は家事育児にふさわしい「自然」で「本質的」なものともみなされ、女の特徴、男の特徴、あるいは女の感性、男の感性というものが生まれつきあるかのような錯覚、神話をうみだしているのが性別特性論である。最近のベストセラー『地図を読めない女、話の聞けない男』もまた、性別による能力のちがいを固定化する役割をはたしている。

この考えを「自然」「客観的」なものとして人々の意識に植えたのは、近代の優れた啓蒙思想家、ルソーである。著書『エミール』は理想の教育論として有名だが、内包する性差別の視点については、フェミニストによる批判が鮮明に描き出した。以下の文章を参照していただきたい。

「男と女とは、性格においても、気質においても、同じようにつくられていないし、同じようにつくられるべきでもないことが証明されれば、男と女は同じ教育をうけるべきでないことになる。男と女とは、自然の指示にしたがって、協力して行動しなければならないが、同じことをなすべきではない。」¹⁾

「女性の教育はすべて男性に関連させて考えなけ

ればならない。男性の気に入りに、役に立ち、男性から愛され、尊敬され、男性が幼いときは育て、大きくなれば世話をやき、助言をあたえ、なぐさめ、生活を楽しく快いものにしてやる、こういうことがあらゆる時代における女性たちの義務であり、女性に子どものときから教えなければならないことだ。」²⁾

引用したルソーの文章は、ケア役割 = 女性のしごとと自明視する考えの起源を示している。このルソーの自然概念を同時代の思想家であり、『女性の権利の擁護』で知られるウルストンクラフト(高校の教科書にはルソーは登場するがウルストンクラフトの名はない)は以下のように批判している。

「女性は細やかな世話をやき、男性は外で大きな仕事をするなど区別するべきでない。あるいは女性は優しさという名で粉飾された内容のないか弱さを持ち、男性は偉大な目的のみが与える不屈の精神を持つなどと区別すべきでない」³⁾

さらにルソーのいう自然の指示するところのもの強調は習慣によつてうまれた結果であり、「自然」は「自然」ではないと批判している。

以上、18世紀の思想家による性別特性を自然とする見方が、現在においても私たちの生き方におおきな影響を与えている。性別による異なる教育、幼い頃の遊びの違い、周囲の対応、期待の違いが「女の子」「男の子」という性別をつくりだすというのが、社会的文化的につくられた性別、ジェンダーである。そしてジェンダー再生産装置は学校、家庭、コミックを含めたメディアなど社会のいたるところに存在している。

例えばコミックの世界では、少年向きコミックは「闘い、征服、達成」といった近代社会の三大テーマが誌面を覆い化学兵器を初めとする軍拡により、地球を攻撃する異星を滅ぼすといったストーリーが多い。一方、少女コミックは地域、家庭といった狭い空間の中で「女の子は科学に弱い」ため、科学技術は使えず、非科学的な魔法を使う。

1979年に国連で採択され、85年に日本政府が批准した「女性差別撤廃条約」は性別特性論こそが女性差

別の再生産の最大原因としてとらえ、第5条において以下のように明文化している。

(a) 両性いずれかの劣等性、若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的行動様式を修正すること

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合に子の利益は最初に考慮するものとする。

性別特性論を再生産する女らしさ、男らしさ、性別役割、行動様式、慣習、慣行の撤廃、育児に対する男女の共同責任は、無償労働の平等な分配を可能にし、再生産装置を変えることを意図している。

生物学的性別、セックスに対し、女らしさ、男らしさは社会的文化的につくられた性別、ジェンダーとする二分法は「セックス」を不変不動の「自然」だという考えを固定化するという批判が90年代に出てきた。二項対置的性別、性別の二元論では性同一性障害の問題やトランス・セックス（性転換手術を伴うもの）の説明はできない。またインドのヒジュラ、女でもなく、男でもない、第3のセックスといわれる存在は、セックスもまた社会的、文化的構築物であるジェンダー形成の一要因であり、対立するものではないことを示している。そう考えると性別は、生物学的要因によって、一元的に構成されるのでも、生物学的要因と社会的文化的要因によって二元的に構成されるのでもなく、多様な要因、人種、民族、階層などの諸関係によって構成されるので、女性(男性)は必ずしも同質でもないし、普遍的なカテゴリーを構成するものではない、というジェンダー認識が提起されている。

私は、性差を人為的構築物とするジェンダー概念の使用の意義は女性、男性というように二分化した男女の関係は決して対称的なものではなく、非対称的な力関係があることを認識することだと考えている。

1995年第4回世界女性会議で採択された『北京行動綱領』は「ジェンダー統計」の作成を各国政府のやるべき仕事として掲げている。ジェンダー統計とは(1)両性間に現存する不平等な関係を人々に明示するもの(2)単に男女別数値を示すものではなく、不平等な関係を撤廃するための施策を可能にする統計である。『北京行動綱領』に頻繁に出てくる「ジェンダーに敏感な視点」とは「両性間に現存する不平等な力関係」への理解があることを意味している。

2. 家族とジェンダー

家族はジェンダー再生産の場としての機能を果たしてきた、いや今日もそれに変わりはない。とはいっても家族のありかたは今日多様化し、単身世帯は60年には357万9千世帯から90年には1123万9千世帯、全体に占める割合は16.3%だったのが25.6%へと増加している。一方、核家族は80年の60.3%が最大で5年ごとに減少している。「家族のなかのジェンダー問題」の前提には、複数である集団としての家族がある。この場合、封建的、家父長制度の家族は当然のこととして、近代家族である核家族、異性愛結婚を前提にしている。近代家族は「夫が稼いで妻は家庭を守る」、「男が主役で女は補佐」、「男性は公的領域を担い、女性は私的領域を担う」「家事育児、介護は女性の仕事」など性別役割分担を前提に存在してきた。この性別役割分担による無償労働の不均等な配分こそが家族のなかのジェンダー問題の最大要因といえる。そして経済システムを支えるものとして性別役割分担は制度として固定化されてきた。具体的には1961年につくられた妻は被扶養者、夫は扶養者として固定化した扶養控除制度があげられる。戦後、とりわけ1960年代の高度経済成長期には「企業戦士」と「銃後の妻」という表現が存在したが、女性の労働力化率を示すM字型曲線の真ん中の谷は最低だった。女性雇用者に占める有配偶者の割合が未婚者を上回ったのは1973年である。

1976年に始まる「国連女性の10年」、1979年に締

結された「女性差別撤廃条約」では、女性の社会参画の促進、労働権の確立の保障の立場から「男女の固定的性別役割分担」の見直し、各国政府の取り組むべき主要な課題の一つとして掲げられた。

また1999年に施行された「男女共同参画社会基本法」は第6条「家庭生活における活動と他の活動の両立」において「男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。」と明文化している。これは家事、育児、介護は、女性の当然の仕事、「自然」の仕事とされ、無償労働9割を女性が担っていることに対し、男女の間での無償労働の均等分配を意味している。

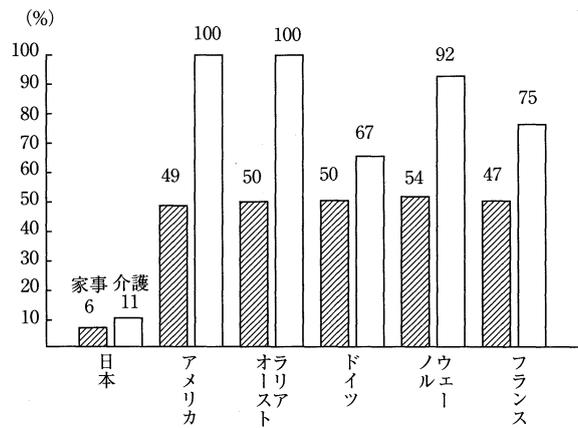
それでは家族のなかでの妻と夫の権力関係、つまりジェンダー問題はどのように変化してきたのか、家族のなかの性役割、性役割意識の変化、両性間の力関係の現状をさぐってみたい。

3. 家族のなかのジェンダー問題

先述したように、このような問題設定においては家族とは複数の人間がいる集団、異性愛のカップルが前提とされる。今日の日本において、家族のなかのジェンダー関連領域といえは(1) 介護(2) 家事育児(3) ドメスティック・バイオレンス(配偶者等による暴力= DV)をあげることができる。介護や家事育児など無償とされる労働が一方の性に偏っていることと、DVは根底でつながっている。

ケア役割を担っているのは誰か? 日本の男性の家事参加度は6%、介護参加度11%にすぎない。男性の介護参加の国際比較をみると(図1)アメリカ、オーストラリアでは100%を占め、男性の介護は当然視されていることがわかる。表1をみると、寝たきりの妻の介護をしている男性は26.2%、夫の介護をする妻は73.8%、息子による自分の親の介護は27.7

図1. 男性の家事参加度(国際比較) 1999年総理府「男女共同参画白書」より



%, 娘は72.3%, 子の配偶者は女性つまり嫁が99.7%を占め、男性が妻の親の介護をするというのは0.3%というよう皆無に限りなく近いことがわかる。

介護をめぐる家族関係をみると65歳以上の人がいる世帯のうち、一人暮らし世帯は1975年に8.6%、1995年には17.3%、夫婦のみの世帯もまた13.1%だったのが24.2%といずれも二倍近く増加している。これは高齢者を支える家族基盤の縮小を意味している。ところが現在も日本では介護は家族が看るのが美風とされている。最近も政治家によるこの種の発言が公的介護の政策にまで影響を及ぼした。この認識には介護は昔から女性が担ってきたという見方がある。広辞苑に「介護」という言葉が収録されたのは1980年代で、それまでは家内看護、介抱という言葉だった。家族のジェンダー問題として介護の問題が社会問題化されるのは高度経済成長期以降であり、国民健康保険制度の確立や医療技術の高度化と関係している。介護期間が長くなり、それを担っている人の年齢も高齢化し「老老介護」の現状が理解できる。問題なのは現在もなお息子の配偶者、嫁が介護を担う割合が一番高いことであり、これを支えているのは、法的には夫の親に対する扶養義務はないにもかかわらず、これを嫁の義務とする社会通念であるといえよう。男性の家事労働時間も国際的にみるときわめて低い。有職女性の6割は「有配偶者」、すなわち共稼ぎだが、その「家事時間」は平日で3時間18分、日曜日では4時間10分になる。他方有職男性は

表1. 寝たきり者との続柄別にみた性別主な介護者数(同居)及び構成割合

介護者の性	総数	配偶者	子	子の配偶者	父	母	その他の親族・非親族
(推計数, 千人)							
総数	308	106	73	103	16	10	
男	51	28	20	0	1	2	
女	257	78	52	103	16	8	
(構成割合, %)							
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
男	16.5	26.2	27.7	0.3	5.2	18.4	
女	83.5	73.8	72.3	99.7	94.8	81.6	

資料出所：厚生省「国民生活基礎調査」(平成10年)

平日24分、日曜日は1時間10分、これを国際比較で見ると日本の有職男性の1週間の家事時間の平均は31分であり、アメリカ、イギリスの約2時間に比べて家事への参加度はきわめて低い。なぜそうなのか？ 主要な原因の一つとして女性の意識があげられる。90年代に入って女性の「家庭と仕事の両立」の意識は1973年には24%だったのが98年の25年間に51%と二倍に増加している。しかし男性の家事協力の得られないなかでの両立希望のため、女性は自分で自分の首をしぼっている状況がみえてくる。

三つ目のドメスティック・バイオレンス(DV)は個人の男女間のできごとである、と同時に社会的な両性間の不平等な力関係の表れである。愛という名の密室の扉のかげで起こる暴力にたいし、従来「法は家庭に入らず」の考えのもとで、夫婦間暴力は警察も取り締まりの対象として扱ってはこなかった。被害者も沈黙を余儀なくされ、いや、たとえ語ったとしても周囲の理解を得ることが難しく、隠れた問題だった。しかし1993年のウイーン人権会議、その後の国連での「女性への暴力撤廃宣言」の採択を経るなかで、暴力の定義、種類が明確にされ、夫から妻への暴力も人権侵害だという認識が明文化された。日本でもDV防止法案が国会議員とNGOの女性たちにより策定され、議員立法として国会に上程される予定である。DVには身体的暴力、性的暴力、言葉による精神的暴力、経済的圧迫、自由の束縛、脅迫、威嚇、家屋・財物の破壊による威嚇、恐怖心を与える行為などがあげられている。

全国には民間のシェルターが30近く誕生し、被害女性の避難場所にとどまらず、新たな人生への再スタートをするエンパワーの場所としての機能を果たしている。

法律の制定とともに、女性の暴力は人権侵害であるという認識が深まり、シェルター活動への自治体、政府による支援、予防・防止のため活動、問題解決にむけての取り組みも活発になるにちがいない。

おわりに

人生90年の時代、単身世帯が増加するなかで家族の規範とされてきた近代家族のありようは変化してきた。その変化のなかで近代家族のなかには自立した個人の間関係を維持・発展させる内在的原理はない。国連は、1994年を「国際家族年」とし、誰かが誰かの犠牲になることがない家族こそが民主的な家族と定義した。その前提には、個人の自立、女性の労働権の確立、性別役割・性別分業の撤廃が不可欠である。そのためには女性が被扶養者から脱皮し、個人として自立できる働く権利の保障、税制、社会保障制度の確立と同時に個人を社会の単位とするシステムが求められている。

参考文献

- 1) ルソー：エミール、下巻、17、1964 岩波文庫、1964
- 2) ルソー：エミール、下巻、21、岩波文庫、1964
- 3) ウルストンクラフト：女性の権利の擁護、57、未来社、1984